



経済産業省・補助事業

①中小企業及び小規模事業者の「IT 導入補助」

新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるため投資を行う事業者を対象に「特別枠※」を設ける。コロナウイルスの影響を受けて、サプライチェーン上のステークホルダーとこれまでと同じように円滑に業務を執り行うことが出来ない場合、必要な設備投資や製品開発に対して補助が行われます。

出荷先(取引先・工務店等)がコロナウイルスの影響を受けて営業停止になった場合、流通事業社としては、売上を確保する為に、新たな売り先の開拓が必要になる場合が予想されます。その場合にも今回の補助事業が適用されます。新たな売り先を獲得する為に下記にまとめられた特別枠の申請要件に適合しているかどうか条件となります。

影響を受けた事業者の優先採択措置（通常枠）に関して IT 導入補助「テレワークの導入」に取り組む場合は、審査において加点されます。

コロナウイルスの影響によって、各行政からは補助支援が日ごとに更新されている状況です。特に各地方行政が出している内容に関しても今後注視していくことが必要です。

この状況を乗り越えて、新たなマーケットに向けて適正な事業環境を整えていく必要があります。

	通常枠	特別枠
IT 導入補助 IT ツール導入による業務効率化等を支援 ※ハードウェア（PC・タブレット端末等）のレンタルも対象	補助上限：30～450 万円 補助率 1/2	補助上限：30～450 万円 補助率 2/3

※「通常枠」でもコロナの影響を受けていることを条件に、優先的に措置が講じられる場合があります。

■特別枠の申請要件

【申請要件】補助対象経費の 1/6 以上が、以下のいずれかの要件に合致する投資であること

A：サプライチェーンの毀損への対応

顧客への製品供給を継続するために必要な設備投資や製品開発を行うこと

(例：部品調達困難による部品内製化、出荷先営業停止に伴う新規顧客開拓)

B：非対面型ビジネスモデルへの転換

非対面・遠隔でサービス提供するためのビジネスモデルへ転換するための設備・システム投資を行うこと

(例：店舗販売から E C 販売へのシフト、VR・オンラインによるサービス提供)

C：テレワーク環境の整備

従業員がテレワークを実践できるような環境を整備すること

(例：WEB 会議システム、PC 等を含むシンクライアントシステムの導入)

詳細は下記サイトから
(中小機構・生産性革命推進事業ポータルサイト)

<https://seisansei.smrj.go.jp>

【生産性革命推進事業全体に関する問い合わせ先】
中小企業基盤整備機構 企画部
生産性革命推進事業室：03-6459-0866



■IT 導入補助の活用例

- 在宅勤務制度を新たに導入するため、テレワークに利用できる業務効率化ツール等を導入
- 取引先を新規に開拓する為に IT を活用して営業を行う
- 営業活動を円滑にするためにタブレットを購入する
- インターネットを活用した会議についても無料ではなく、有料かつセキュリティの高いシステムを導入する

※特別枠に限り PC タブレット等ハードウェアにかかるレンタル費用も補助対象

■店舗販売から E C サイト販売へのシフト

E C サイト（イーシーサイト）とは、自社の商品やメーカー商品の他独自のサービス等を、インターネット上に置いた独自運営のウェブサイト販売するサイトのこと。建材や住設についても、WEB上で特典をつけて販売する形式の取引も進んできています。

この時期に E C サイトへの取り組みを強化することを推進している企業も増えてきています。取引先も WEB 上で発注してもらうことで、配送も場当たりのでなく、計画的に執り行ってもらえるようになり、両者にメリットが出てきます。

公募 2 次締切

公募要領公開	4 月 24 日（金）
申請開始	5 月 11 日（月）
申請締切	5 月 29 日（金） 17 時

※2 次締切後も申請受付を継続、令和 2 年 9 月、12 月に締切りを設け、申請分を審査、交付決定を行う（9 月の締切の前倒し・締切追加を検討しており、制度内容、予定は変更する場合があります）

【IT導入補助についての問い合わせ先】

・一般社団法人 サービスデザイン推進協議会

<https://www.it-hojo.jp/>

電話番号：0570-666-424

※IP電話等から問い合わせ 042-303-9749

受付時間：9：30～17：30（土日祝日除く）

